

社会福祉法人光清学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光清学園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき、また、議案審議の必要から評議員等が理事会に出席したときは、源泉徴収所得税額等を控除した後の金額として次により報酬を支払うことができる。

なお、交通費の実費が報酬額を超える場合には、その実費とする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したとき、また、議案審議の必要から理事、監事等が評議員会に出席したときは、源泉徴収所得税額等を控除した後の金額として次により報酬を支払うことができる。

なお、交通費の実費が報酬額を超える場合には、その実費とする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

3 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、源泉徴収所得税額等を控除した後の金額として次により報酬を支払うことができる。

なお、監事が理事会、評議員会等に出席し、前記業務にあたった場合は、第3条1項の報酬は支払わないものとする。

また、交通費の実費が報酬額を超える場合には、その実費とする。

	報 酬 (日額)
監事監査報酬等	30,000円

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。